

住居に関する補助金・奨励金

町では、住居に関するさまざまな補助金や奨励金の交付を行っていますので、ご活用ください。（町の予算の範囲内で交付します）

◎ **空き家改修等及び空き家除却事業**

▼ **対象者**

▼ 町内の空き家を改修し、改修した住宅に5年以上居住する方。

▼ 町内の空き家を除却後に住宅を新築し、新築した住宅に5年以上居住する方。

▼ **対象となる工事等と補助金額**
▼ 空き家を改修する工事：対象費用の2分の1の額以内（上限は150万円）

▼ 空き家の改修に併せて実施するハウスクリーニングおよび残置物処分：対象費用の2分の1の額以内（上限は20万円）

▼ 空き家を除却する工事（除却後の住宅新築が条件となります。）：町の補助単価に空き家の床面積を乗じて得た額以内。

ただし、実際の費用が補助単価を下回る場合はその額（上限は100万円）

▼ **主な要件**

▼ 町内の事業者が改修工事または除却工事を行うものであること。

▼ 町内の方は、自己所有の住宅に居住していないこと。
▼ 定住、移住につながる事業であること。

▼ 市町村民税等の滞納がないこと。

▼ 令和2年3月末までに事業が完了するものであること。

▼ **申込期限** 12月27日（金）

▼ **申請方法**

建設課備付の「三春町空き家改修等及び空き家除却事業実施計画書」に必要書類を添付して申請してください（町ホームページからもダウンロード可）。郵送での受付は行いません。

◎ **三春町賃貸住宅建設促進事業奨励金**

▼ **対象者**

町内に自己所有の土地を有し、賃貸住宅を建設する方。

▼ **間取に応じた奨励金（1戸当たり）**

▼ 居間が1部屋（1Kなど）の間取りの場合：20万円／戸×戸数

▼ 居間が2部屋（1LDKなど）の間取りの場合：20万円／戸×戸数

▼ 1戸当たり居間が3部屋以上（2LDKなど）の間取り場合：30万円／戸×戸数

▼ **固定資産税相当額の奨励金**

右記の補助を受けた賃貸住宅に対する固定資産税相当額を最初の課税年度から10年間、奨励金として交付します。

▼ **主な要件**
▼ 市町村民税等の滞納がないこと。

▼ 令和2年2月末までに事業が完了するものであること。

▼ **申込期限** 9月27日（金）

▼ **申請方法**

建設課備付の「三春町賃貸住宅建設促進事業実施計画書」に必要書類を添付して申請してください（町ホームページからもダウンロード可）。郵送での受付は行いません。

◎ **三春町定住促進住宅取得奨励金**

▼ **対象者**

町内外にお住まいの方で、町内の建築業者を利用して自己所有の住宅を新築した方。

▼ **奨励金の額および内容**
▼ 基本額20万円（うち3万円分は商品券など）

▼ 加算額：18歳以下の子ども1人につき10万円／町外からの移住者10万円

ただし基本額と加算額の合計の限度額は40万円

その他、右記に加え、福島県の「きてふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合は、最大57万円が加算されます。

▼ **主な要件**

▼ 新築した住宅（増築、修繕

は不可）であること。

▼ 建築基準法の規定による検査済証の発行年月日が、奨励金申請日の過去6か月以内であること。

▼ 自己の居住の用に供し、延べ床面積が55㎡以上の住宅であること。

▼ 居住の用に供する部分の請負工事代金が500万円以上の住宅であること。

▼ 事業完了後、5年以上交付対象住宅に居住すること。（住民票の提出を求めます）

▼ 市町村民税等の滞納がないこと。

▼ **申込期限**
令和2年3月27日（金）

▼ **申請方法**

建設課備付の申請用紙に必要な書類を添付して申請してください（町ホームページからもダウンロード可）。郵送での受付は行いません。

◎ **住宅金融支援機構の「フラット35」子育て支援型・地域活性化型」が利用できる**
町が行っている「空き家改修等及び空き家除却事業」「補助金定住促進住宅取得奨励金」に加え、住宅金融支援機構の「フラット35」子育て支援型・地域活性化型」が利用できます。

住宅金融支援機構が行う「フラット35」の借入金利が、当初

5年間年0.25%引き下げられますので、ぜひご活用ください。
☆【フラット35】子育て支援型・地域活性化型
詳しい内容は、左記ホームページでご確認ください。
<https://www.flat35.com>

▼ **申込・問**

建設課 建築グループ
☎ 62-2113
FAX 62-3300

住宅用蓄電池システム設置補助金の受付終了

町では、お住いの住宅に太陽光発電システムや蓄電池システムを導入する方に設置費等の一部を補助金として助成していますが、蓄電池システムは予定件数に達したため、募集を終了しました。
なお、太陽光発電システムは引き続き募集をしておりますので、助成を希望する方は、必ず設置前に申請を行い、交付決定を受けてから工事を行ってください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼ **問**
住民課 生活環境グループ
☎ 62-2147
FAX 62-5155